

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

トグルホールディングス株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書

【提出先】 ㈱東京証券取引所
代表取締役社長 横山 隆介 殿

【提出日】 2026年10月14日

【会社名】 トグルホールディングス株式会社

【英訳名】 toggle holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 伊藤 嘉盛

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03-5843-8314

【事務連絡者氏名】 執行役員CF0 榎本 佑介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03-5843-8314

【事務連絡者氏名】 執行役員CF0 榎本 佑介

1 【新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書の提出理由】

2026年9月28日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク (8) 法令・規制に関するリスク(宅地建物取引業法)」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】	1
第2 【事業の状況】	1
3 【事業等のリスク】	1
(8) 法令・規制に関するリスク(宅地建物取引業法)	1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【事業等のリスク】

(訂正前)

(8) 法令・規制に関するリスク(宅地建物取引業法)

当社グループの主要な事業は、宅地建物取引業法に基づく免許を得て、事業活動を行っております。

当該免許は当社グループ事業の根幹となるものであることから、その有効性等を適切に管理するとともに、その他関連法令についても改正や改廃の有無を適時にモニタリングできる体制を整備しております。

なお、宅地建物取引業法については、免許の有効期間及び更新期限、事務所ごとの専任宅地建物取引士の設置状況（法定人数割合を含む）及び宅地建物取引士証の有効性、宅地建物取引業者票・報酬額表の掲示状況、並びに従業者証明書、従業者名簿及び業務帳簿の作成・更新・保存状況等を管理対象とし、人員異動や拠点の新設・廃止等が生じた場合には経営管理ユニット総務チームに情報を集約のうえ、事務所ごとの法定要件充足を継続的に確認する体制を整備しております。また、内部監査及び監査役監査においても、宅地建物取引業者票等の掲示状況、専任宅地建物取引士の配置状況及び宅地建物取引士証の有効性、従業者証明書・従業者名簿・業務帳簿の整備状況等を確認対象とし、宅地建物取引業法に係る法令遵守状況をモニタリングしております。なお、法令・規制の不遵守が発生した場合には、重大な事業上の影響を及ぼす可能性はありますが、現状、継続的に支障をきたす要因は一切発生しておりません。

(訂正後)

(8) 法令・規制に関するリスク(宅地建物取引業法)

(影響レベル：高、顕在化可能性：低、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループの主要な事業は、宅地建物取引業法に基づく免許を得て、事業活動を行っております。

当該免許は当社グループ事業の根幹となるものであることから、その有効性等を適切に管理するとともに、その他関連法令についても改正や改廃の有無を適時にモニタリングできる体制を整備しております。

なお、宅地建物取引業法については、免許の有効期間及び更新期限、事務所ごとの専任宅地建物取引士の設置状況（法定人数割合を含む）及び宅地建物取引士証の有効性、宅地建物取引業者票・報酬額表の掲示状況、並びに従業者証明書、従業者名簿及び業務帳簿の作成・更新・保存状況等を管理対象とし、人員異動や拠点の新設・廃止等が生じた場合には経営管理ユニット総務チームに情報を集約のうえ、事務所ごとの法定要件充足を継続的に確認する体制を整備しております。また、内部監査及び監査役監査においても、宅地建物取引業者票等の掲示状況、専任宅地建物取引士の配置状況及び宅地建物取引士証の有効性、従業者証明書・従業者名簿・業務帳簿の整備状況等を確認対象とし、宅地建物取引業法に係る法令遵守状況をモニタリングしております。なお、法令・規制の不遵守が発生した場合には、重大な事業上の影響を及ぼす可能性はありますが、現状、継続的に支障をきたす要因は一切発生しておりません。